

学外団体等の育英奨学金奨学生推薦選考委員会規程

第1条 学校法人大妻学院は、学外団体等から大妻女子大学大学院、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部に学ぶ学生を対象に推薦依頼のあった奨学生候補者を審議決定するため、奨学生推薦選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 副学長1名
- (2) 研究科長(大学院生が募集対象の場合)
- (3) 各学部長、短期大学部長(大学・短大生が募集対象の場合)
- (4) 事務局長
- (5) 学生支援センター部長

2 委員長は、副学長をもってあてる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

第3条 学長は、奨学生の推薦学生が決定したときは、理事長及び該当奨学金の団体に通知する。

第4条 この委員会に関する庶務は、学生支援センター学生支援グループにおいて行う。

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規則は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。